

## 役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・リポート

### 今回のテーマ： 昨今の公認会計士監査を取り巻く環境

東芝事件をはじめとする昨今の会計不祥事により、会計監査の信頼性が問われているなか、信頼回復のため、日本公認会計士協会や金融庁では、様々な対策を講じています。

日本公認会計士協会では、会員である公認会計士向けに、不正による重要な虚偽表示を見逃さないための要請事項として会長通牒や監査提言集特別版を公表し、それが適切に理解され監査実施体制が十分に整備されているか確認するため、監査法人に対し特別レビューを実施しています。また、金融庁では「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、監査法人のマネジメントの強化などを柱とした提言を2016年3月に公表しています。

#### 日本公認会計士協会の取組み（会長通牒）の概要

2016年1月27日に日本公認会計士協会は、「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」と題し、信頼回復のために公認会計士それぞれが特に留意すべきことを会長通牒として公表し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請しました。その主な内容は以下のとおりです。

項目	内 容
1 リスク・アプローチに基づく監査	◆経営者の誠実性に関し、過去の経験や、経営者の社会的名声にとらわれることなく、企業や企業環境を適切に理解する
2 職業専門家としての懐疑心	◆重要な虚偽表示リスクは全ての企業に常に存在するとの前提で監査を実施 ◆会社の説明を鵜呑みにすることなく、説明の裏付けとなる証拠を入手する
3 経営者による内部統制を無効化するリスク	◆経営者は誠実であるとの思い込みにより、経営者は内部統制を無効化しないと判断することなく、批判的に評価する ◆不正シナリオを想定し、個々の状況に適合した監査手続を実施する
4 会計上の見積りの監査	◆経営者が行った会計上の見積りを批判的に検討する姿勢を保持する ◆過年度の見積りと確定値又は当年度の再見積額の比較を遡及して検証する
5 監査チーム内の情報共有	◆監査チームメンバーは、監査補助者も含め、情報及び知識を適時に共有するため、隨時、十分な討議を行う
6 審査	◆審査担当者は、監査チームと同じ目線に立つことなく、職業的懐疑心をもって審査を行う
7 監査時間・期間の確保	◆十分な監査時間・期間の確保は、財務諸表の信頼性を高めるために不可欠な要素であることについて、経営者の理解を得る努力をする

#### お見逃しなく！

会長通牒は、公認会計士向けであるため、各企業の監査対応への影響は限定的ですが、監査時間の増加に加え、会計上の見積りに関して、以下の点にあらかじめ留意しておく必要があります。

1. 固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性、関係会社株式の評価などに用いる事業計画は、内外の事業環境と整合しており、また、実行可能であることについて説明できなければなりません。
2. 事業計画や工事進行基準売上に係る工事進捗度などの会計上の見積りとその後の実績を比較する手続（いわゆるバックテスト）を会社自身で実施し、その結果を説明する必要があります。
3. バックテストの結果、例えば、全ての見積りが利益が出る方向に偏っているなど特定の傾向を示している場合や都合の良い見積額となるような仮定を置いている場合など、経営者の偏向が認められる場合には、合理的に最善の会計上の見積りを行っていることを示すための説明が必要になります。